

令和 7 年 4 月 22 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名 松山 博和 (印)

令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度(4～3月分)政務活動費収支報告書

議 員 松本 博和

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	229	円

2. 支 出 (単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	34,880	高松視察 外
研 修 費	10,200	松山市議会観光振興議員連盟会費 外
広 報 費	0	
広 聴 費	433,080	ガソリン代 外
要請・陳情活動費	72,770	東京陳情
会 議 費	0	
資料作成費	2,871	文具代
資料購入費	68,000	朝日新聞購読料 外
人 件 費	384,000	給料
事務所費	185,400	事務所家賃
合 計	1,191,201	

3. 残 額 33,028 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度(4～3月分) 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
8/21	高松視察	13,050 円		1
1/21	松江市視察	21,830 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		34,880 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 8 月 21 日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	高松視察 旅行日程 2024 年 8 月 20 日～2024 年 8 月 21 日		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	13,050 円	100 %
	そ の 他	円	%
	合 計	13,050 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 9 月 9 日	

領 収 証

2024年09月09日

松本 博和 様

金額

¥ 13,050 ※

お支払い方法(振込)

但し 宿泊代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000001146 予約No. 10966

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。

2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号

株式会社 日本交通

代表取締役 光 田 隆 吉

〒790-0878 松山市藤山町1丁目

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

うち

。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 松本 博和



整理番号	1
日 程	2024 年 8 月 20 日 (火) ～ 2024 年 8 月 21 日 (水)
目 的	高松型地域共生社会の構築及び高齢者居場所づくりについて、先進事例の視察
訪問先	高松市議会
概 要 所 見	1, 高松型地域共生社会構築事業 まると福祉相談員の活動状況報告を受けているが、活動開始から相当期間も経過しているため、活動状況など分析が必要。対象ごとのアウトリーチ活動状況等を確認し、支援が滞っているケースなどについて、行政とまると福祉相談員で支援検討等を行いながら、効果的な活動ができるよう努めている。 2, 高齢者居場所づくり 今後も少子高齢化が進み、高齢化率が上昇していくため、元気な高齢者が虚弱な高齢者を支えることが必要。講座内容の拡充や、時代に即した内容を取り入れること等により、連携事業のさらなる充実を図っている。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2025 年 1 月 21 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	松江市役所行政視察 (新庁舎整備・観光戦略プラン) 旅行日程 2025 年 1 月 20 日～1 月 21 日		
上記活動に 要した金額	交 通 費	8,930 円	100 %
・ 按 分 率	宿 泊 費	12,900 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	円	%
	そ の 他	円	%
	合 計	21,830 円	100 %
特 記 事 項	会派視察につき交通費は8人で按分 (原本は岡議員の支出伝票に貼付)		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2025 年 2 月 4 日	

※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

発行番号 012020218829 P 1 3 20 P 9 30
25/01/20 17:23 116

ご署名

領 収 書

日付 2025年01月20日 012020218829

お名前 松本 博和 様

金額 ¥12,900-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。



松江エクセルホテル東急 〒690-0003 島根県松江市朝日町590 TEL0852-27-0109

担当者

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 松山 料金所(至) 今治湯ノ浦 25年 1月20日 10時14分 通行料金 ¥1,490- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-131239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 松山 料金所(至) 今治 25年 1月20日 11時14分 通行料金 ¥2,310- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 今治 料金所(至) 向島本線 25年 1月20日 11時24分 通行料金 ¥2,950- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-132831 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 米子 料金所(至) 松山 25年 1月21日 17時13分 通行料金 ¥6,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135833 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 福山西 料金所(至) 尾道本線 25年 1月20日 11時38分 通行料金 ¥310- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133334 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 三刀屋木次 料金所(至) 斐川本線 25年 1月20日 13時38分 通行料金 ¥940- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133938 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863 登録番号: T3120001112341 料金所(自) 東出雲 料金所(至) 米子西 25年 1月21日 13時25分 通行料金 ¥680- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-134539 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確
---	--	--	--	---	---	--

政務活動費 車等走行記録表

車番:

燃費	↑	5.6	km/L
----	---	-----	------

[illegible]

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 松本 博和



整理番号	2
日 程	2025 年 1 月 20 日 (月) ～ 2025 年 1 月 21 日 (火)
目 的	新庁舎整備・観光戦略プランの先進事例の視察
訪問先	松江市役所
概 要 所 見	1, 松江市新庁舎整備について 市庁舎整備については、工事に着手して以来、主要資材の価格が上昇している状況となっている。設計段階では150億が163億8,500万円へと増加。新庁舎建設特別委員会も設置されており、理事者と議会が一体となって新庁舎整備事業が進められている。 2, インバウンド国際観光 観光戦略プランでは、大阪・関西万博を契機とし、SNS等発信を行い、国内外へのアプローチや堀川遊覧船の電動化や広域観光商品開発など、持続可能な観光の展開も図られている。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

令和6年度(4～3月分) 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費上半期	3,000 円		3
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費下半期	3,000 円		4
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員会費	1,200 円		5
3/31	愛媛平成市議の会令和6年度会員年会費	3,000 円		6
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		10,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 9 月 30 日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 5 月 8 日	

領 収 書

令和 6 年 5 月 8 日

松 本 博 和 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(平30本号中改正)

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費下半期として		
金 額	3, 0 0 0 円	按分率	1 0 0 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 11 月 18 日	

領 収 書

令和 6 年 //月/8日

松 本 博 和 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3, 0 0 0 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 原 俊 司

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費として		
金 額	1, 2 0 0 円	按分率	1 0 0 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 8 月 30 日	

領 収 書

金 1, 2 0 0 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員
松 本 博 和 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会令和6年度会員年会費として		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 2 日	

領収書

松本 博和 様

★

¥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ①平成になってからの選挙で選出された市議会議員
- ②新規加入については、各市会員の推薦が必要
- ③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正
平成30年5月10日一部改正